

改訂令和8年1月28日

「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーン 買い物クーポン実施要項

1. 総則

(1) 事業の目的

本事業は、能登の宿泊施設や観光施設が徐々に再開するなか、まとまった規模の誘客が期待できる団体旅行の商品造成を、予算の範囲内で支援するとともに、旅行参加者に能登で利用できる買い物クーポンを付与することで、能登の観光需要の喚起、応援消費の促進を図ることを目的とする。

2. 用語の定義

本要項において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

①「能登12市町」とは、次に掲げる市町をいう。

珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、羽咋市、中能登町、宝達志水町、かほく市、津幡町、内灘町

②「クーポン」とは、「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーン買い物クーポンをいう。

③「クーポン加盟店」とは、本事業の趣旨に賛同し、事務局の承認を受けた買い物クーポン取扱事業者（店舗）をいう。

④「事務局」とは、「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーン事務局をいう。

3. クーポンの概要

①名称	「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーン買い物クーポン
②発行者	石川県
③発行形態	電子クーポン
④利用期限	令和8年8月31日
⑤付与方法	事務局より当該キャンペーンを活用する旅行事業者に対し、電子クーポン引換券のデータを事前送付旅行事業者から旅行参加者に配付。旅行参加者は2次元コードを読み取り、スマートフォンで電子クーポンを取得
⑥利用エリア	能登12市町
⑦利用可能店舗	クーポン加盟店（土産物店、観光施設、飲食店等）
⑧クーポン付与額	能登12市町を周遊する日に対し、旅行参加者1人あたり4,000円／日

4. クーポンの取り扱いに関する留意事項

- (1)クーポンは商品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能
- (2)クーポンの第三者への売買・譲渡・現金との交換は禁止
- (3)クーポンの払い戻し、再発行は不可
- (4)クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する
- (5)クーポンを利用して購入した商品またはサービス(以下「商品等」という。)の返品の際の返金は不可
- (6)クーポンの盗難・紛失・滅失または偽造・変造・模造等に対して、発行者および事務局は責を負わない
※クーポンの盗難・紛失・滅失等については、損害賠償責任が発生する場合がある。
- (7)旅行参加者へのクーポン配付に際して、印刷等の不備により2次元コードが読み込めない等のトラブルに対して発行者および事務局は責を負わない

5. クーポンの利用対象にならない商品等

観光地における消費喚起という制度趣旨に鑑み、以下の商品等については、クーポンの利用対象としない。

区分	事例
行政機関等への支払い	<ul style="list-style-type: none">○所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課○社会保険料(医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等)○宝くじ(当せん金付証票法(昭和 23 年法律第 144 号)に基づくもの)、スポーツ振興くじ(スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成 10 年法律第 63 号)に基づくもの)○その他(自治体指定のごみ袋、公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)等) ※ただし、行政機関が運営する運送サービス料や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象
日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none">○電気・ガス・水道・電話料金等○NHK放送受信料○不動産賃料○駐車場の月極め・定期利用料 ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象○保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等)
換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none">○金券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等)○プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等○金融商品(預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等)
その他	<ul style="list-style-type: none">○事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等○授業料、入学検定料、入学金等

	<p>※アクティビティのガイド料等は対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宿泊代金または宿泊を伴う旅行商品の代金 ○既存の債務の弁済 ○各種サービスのキャンセル料 ○たばこの購入 ○電子商取引 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する店舗型風俗特 殊営業に係る施設及び接待を伴う飲食店での利用(ただし料亭での接待を伴 わない商品等は対象) ○寄付、献金、寄進およびこれに準ずるもの ○公序良俗に反するもの ○社会通念上不適当とされるもの ○その他クーポン加盟店が指定するもの
--	---

6. クーポン加盟店の登録

(1) 参加条件

クーポン加盟店は、能登 12 市町内に所在する飲食店、土産物店、観光関連施設等とする。

6. (2)の責務等を果たし、事務局の指示に基づきクーポンを適切に取り扱うことができる者。ただし、次に掲げる者を除く。

① 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者および支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用している者

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥ 次に掲げる営業を営む店舗でないこと。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の許可・届出の対象となる営業(同法第33条第6項の酒類提供飲食店営業を除く。)を営む店舗

※ただし、臨時に外から呼んできた芸妓のみに接待をさせる営業を行っている施設(料亭)において提供される接待を伴わない商品等については、クーポンの利用対象とすることができます。

⑦「5. クーポンの利用対象にならない商品等」で定めた商品等のみを取り扱う店舗

(2) クーポン加盟店の責務等

- ① 事務局が提供するクーポン加盟店用マニュアルに基づき、クーポンと引換えに商品等を提供する。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守する。
- ② クーポンの利用開始日より、加盟店は、クーポンが利用可能であることを示すため、次の各号に定める措置をクーポン加盟店マニュアルおよび事務局が指定する方法に従って講じるものとする。措置の不備により2次元コードの読み取りに不具合が生じ、これにより加盟店に損害が生じたとしても、発行者及び事務局はその責任を負わないものとする。
 - ・クーポン加盟店であることが明確になるよう、加盟店ステッカーを旅行者から見えやすい場所に掲示すること
 - ・決済用2次元コードをクーポンの使用者に提示すること
 - ・その他事務局が別途通知した措置を実施すること
- ③ クーポン加盟店は、クーポン取引を行う場合には、以下に定める事項を必ず確認するものとする。
 - ・クーポン利用画面
 - ・クーポン利用金額
 - ・使用者がクーポンの決済ボタンを押した後の利用完了画面の加盟店名、決済金額、決済日時
- ④ クーポン加盟店は、システムの障害時、システムの通信時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、クーポン取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとする。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも、発行者及び事務局は責任を負わないものとする。
- ⑤ クーポン加盟店は、事務局の事前の承諾のない限り、次の各号に定める行為を行うことはできない。
 - ・クーポン加盟店以外の場所で2次元コードを提示するなど、クーポン加盟店以外の場所においてクーポンの利用ができるることを示すこと
 - ・前項に定める措置を事務局が不適切と判断する態様で行うこと
- ⑥ 原則として、クーポン取引の取り消しを申し出た使用者に対し、取り消し及び返金対応することはできないこととする。
- ⑦ クーポン加盟店側の都合により、以下のようないくつかの条件を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう店舗内での掲示物、チラシ等によりその旨を明示すること。
 - ・クーポンの使用上限額・下限額、及び1円単位以外の使用単位を定める場合
 - ・クーポンによる支払いの後、不足額の支払い方法を限定する場合
 - ・他の割引企画との併用を不可とする場合
 - ・ポイント加算を不可とする場合
 - ・独自にクーポンの利用対象外となる商品等を定める場合

- ⑧ 有効なクーポンを提示した旅行者に対し、クーポンの受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求するなどクーポン利用者に不利となる差別的取扱いを行わない(⑦に記載の場合を除く)。
- ⑨ クーポン加盟店は、クーポン利用者が決済ボタンを押した後の支払完了画面の加盟店名、決済金額、決済日時が表示されない、または表示内容に誤りがある場合には、利用者に対してクーポンの取引を行ってはならないものとする。万が一、加盟店が違反して商品提供等を行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとする。
- ⑩ クーポン加盟店は、有効なクーポンを利用しようとする旅行者からクーポンの利用に関し苦情または相談を受けた場合、加盟店とクーポン利用者との間において紛議が生じた場合、または、法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、原則として、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。
- ⑪ クーポン加盟店は、電子クーポンシステム内の「加盟店管理画面」において、自店における決済情報を隨時確認するとともに、決済情報に疑義が生じた場合は速やかに事務局に相談すること。
- ⑫ クーポン加盟店が旅行者の不正利用を知り得ながらクーポンを受け取ること、旅行者に不正を促すこと等により加盟店または旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、事務局は調査が完了するまで当該加盟店におけるクーポン精算代金の支払いを保留することができるものとする。また、加盟店または旅行者が不正に利益を得た場合、加盟店は、受け取ったクーポンの金額について一切の責任を負い事務局へ当該金額を返還する。
- ⑬ 偽造・変造・模造等されたクーポンによる換金請求がされ、事務局がクーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、クーポン加盟店はこれに協力する。また、加盟店は、事務局から指示があった場合または加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する所轄警察署等に被害届を提出する。
- ※クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して発行者及び事務局は責を負わない。

(3) クーポン加盟店の登録申請から完了まで

① 登録申請

<登録申請時の必要書類>

「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーン買い物クーポン加盟店登録申請書

※原則として、申請に必要な事項をキャンペーンHP内の申込フォームへ入力して、申請すること

※FAX・郵送での申請を希望する場合は、事務局へ申し出ること

事務局より申請に必要な書類を郵送するので、下記により申請すること

FAX:076-282-7788

郵送:〒920-0961 石川県金沢市香林坊1丁目 2-24 香林坊プラザ7F

「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーン事務局 宛

※ 登録申請は、法人単位で行うこと。複数の店舗を持つ事業者は、対象となる店舗についてとりまとめて申請を行うことができる。

※ 商店街、大型商業施設等においては、希望する場合には、商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなど、複数の法人・団体・個人事業主をとりまとめて登録申請を行うことができる。

②申請受付期間

令和8年1月26日(月)～2月6日(金)必着

※状況に応じ、追加募集の実施を検討する。

③登録

審査を経て、申請内容が6.(1)参加条件を満たす場合には、クーポン加盟店として登録する。登録完了後、加盟店用マニュアル、取扱ツール(ステッカー、精算関係書類等)など一式を登録された住所に配送する。これらの配布物は本事業の遂行目的以外で使用できない。また、登録が認められない場合には、申請書に記載された連絡先にメールもしくは郵送によりその旨を通知する。

※クーポン加盟店登録完了前にクーポンを受け取らないこと。

※取扱ツールが到着し、準備が整い次第、クーポンを受け取ること。

④登録の取消し等

- ・事務局は、必要に応じて加盟店から報告を求め、また、立入調査を行うことができる。
- ・事務局は、申請内容に虚偽等があった場合、加盟店が本要項の規定に違反した場合、本クーポンの取扱いに関する事務局による指示に違反した場合その他の加盟店として適切でないと事務局が判断する場合においては、クーポン加盟店としての登録を取り消すとともに、事業者名を公表し、給付金の給付決定の全部または一部を取り消すことができる。
- ・登録が取り消された場合には、以後、本クーポンの取扱いを行うことができない。直ちに、加盟店に掲示している本クーポンのポスター、ステッカー等を取り外し、本クーポンに関する配布物一式を事務局へ返還するものとする。
- ・不正に給付金を受給した場合には、詐欺罪等による刑事告発の対象となり得る。

⑤その他留意事項

- ・クーポン加盟店情報(名称、所在地、電話番号、業種等)は、公式サイトに掲載する。
- ・本クーポンの取扱い、換金方法等は、クーポン加盟店用マニュアルを参照すること。
- ・本要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や登録の取消しを行う。そのために処理経費等が生じた際は処理経費を請求する場合がある。
- ・本事業用にデザインされた本クーポンの肖像使用を含む広報告知物の作成については事前に事務局の承認が必要となる。
- ・クーポン加盟店は、加盟店としての地位を第三者に譲渡できない。また、事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できない。

- ・クーポン加盟店は、事務局が事前に承認した場合を除き、本要項記載の業務の全部または一部を第三者に委託できない。業務委託を承認した場合でも加盟店は本要項に定める義務及び責任について免れない。
- ・クーポン加盟店は、登録内容に変更が生じた場合や登録の取消しを希望する場合は、事務局に届け出ること。
- ・本要項に定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定する。

(5)クーポンの精算

- ① クーポンの精算は、毎月行うものとし、月末締め/翌月 20 日支払(土日祝の場合は翌営業日)とする。
- ② 精算にあたっては、事務局がクーポン管理システム上の利用状況を確認し、毎月クーポン加盟店に支払うものとする。
- ③ 入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限り受け付ける。2週間を過ぎてからの異議申立てには原則として応じられない。
- ④ 複数の店舗を持つ事業者は、当該複数店舗分をとりまとめて換金請求を行うこと。
- ⑤ 商店街、大型商業施設等においては、希望する場合には、商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなど、複数の法人・団体・個人事業主をとりまとめて換金請求を行うことができる。

7. その他

(1)事業内容の変更

本事業は予算の範囲内で実施するものとし、予算超過やその他の事情により、本事業の内容を変更または中止する場合がある。

(2)問い合わせ先

「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーン事務局

住所 〒920-0961 石川県金沢市香林坊1丁目 2-24 香林坊プラザ7F

受付時間 平日9:15～17:45（土・日・祝日休み）

TEL 076-282-7712 FAX 076-282-7788 メール noto-cp@bsec.jp